

東京都障害者総合スポーツセンター及び
東京都多摩障害者スポーツセンター

指定管理者募集要項

令和7年7月

東京都スポーツ推進本部

目 次

1	対象施設	2
2	施設の設置目的及び基本方針	2
3	施設運営に係る考え方	2
4	指定管理者が行う業務の概要	2
5	指定期間	3
6	公募の日程と手続	3
7	応募の資格と方法	5
8	選定の方法と基準	8
9	指定管理者管理運営状況評価の次回施設管理者選定への反映について	11
10	委託料（指定管理料）等の経費について	11
11	協定の締結	12
12	指定管理者と東京都の責任分担	13
13	留意事項	15

【様式】

様式 1	現地説明会参加申込書
様式 2	指定管理者の募集要項等に関する質問書
様式 3	指定管理者指定申請書
様式 4	指定申請に係る誓約書
様式 5	社会福祉施設又はこれに類する施設の管理運営に関する業務実績
様式 6	財務情報に関する確認事項
様式 7	団体等の概要

【別冊】

- 「業務内容及び管理運営の基準」
- 「事業計画書提案課題」

東京都では、東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンターの管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び東京都障害者スポーツセンター条例（昭和 59 年東京都条例第 24 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定に基づき、以下により、当施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 対象施設

東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンター

東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンターについては、サービスレベルや事業内容、人材等を両施設で高いレベルで均一化を図り、かつ、相互の施設が広域的な連携を図りながらその機能を果たしていくため、一体的に公募します。

2 施設の設置目的及び基本方針

当施設の設置目的及び基本方針は、別冊「東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンター 業務内容及び管理運営の基準」（以下「管理基準」という。）に示すとおりです。

また、当施設は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 31 条に規定する身体障害者福祉センターです。

3 施設運営に係る考え方

東京都では、令和 7 年 3 月に策定した「東京都スポーツ推進総合計画」において、「誰もがスポーツを楽しむ東京を実現し、一人一人のウェルビーイングを高め、社会を変革する」という基本理念のもと、スポーツを通じた明るい未来の東京の実現を目指しています。その中で、都立スポーツ施設は、東京のスポーツインフラの中核として、スポーツを通じた様々な価値を提供していくこととしております。

両センターは障害者専用のスポーツセンターとして、障害者の健康増進と社会参加の促進を図るため、スポーツ・レクリエーション、講習会等の場を提供していきます。

4 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者は、施設の設置目的を達成するため、以下の業務を行うものとします。各施設における業務の詳細については、「管理基準」を参照してください。

（1）施設の提供、運営に関する業務

- ア 休業日及び開場時間
- イ 施設の提供
- ウ プール運営
- エ トレーニングルーム運営
- オ 洋弓場運営（東京都障害者総合スポーツセンターのみ）
- カ その他スポーツ施設の運営
- キ 宿泊室運営
- ク 送迎バスの運行
- ケ 施設内サービス

- コ 東京 2020 大会アーカイブ・東京 2025 デフリンピック資産の展示・管理
- サ 障害者のスポーツ関連資料の提供
- (2) 東京都における障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興と社会参加の促進を図るための取組、サービス向上等に関する取組
 - ア 障害者のスポーツプログラム・レクリエーション活動及びイベント
 - イ 施設利用者への助言及び相談
 - ウ 障害者のスポーツに関する人材育成
 - エ 利用者に対するサービス提供
 - オ 施設の事業を支える取組
 - カ 組織体制の確保・人材育成
- (3) 施設、附属設備及び物品の維持管理に関する業務
- (4) その他、施設の管理運営に必要な業務

5 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

6 公募の日程と手続

(1) 日程

内 容	日 時
募集要項の公表	令和 7 年 7 月 4 日（金曜日）
現地説明会参加申込	令和 7 年 7 月 16 日（水曜日）正午まで
現地説明会の開催	令和 7 年 7 月 18 日（金曜日）
質問の受付	令和 7 年 7 月 22 日（火曜日）から同月 25 日（金曜日）まで
質問への回答	令和 7 年 8 月 5 日（火曜日）（予定）
応募書類の受付	令和 7 年 8 月 21 日（木曜日）から同月 25 日（月曜日）まで（予定）
第 1 次審査（財務状況の調査及び応募資格の確認）	令和 7 年 9 月 5 日（金曜日）（予定）
第 2 次審査（事業計画書の審査及び応募者のプレゼンテーション）	令和 7 年 10 月 2 日（木曜日）（予定）
選定結果の通知及び公表	令和 7 年 11 月（予定）
東京都議会による指定議決	令和 7 年 12 月（予定）
知事による指定管理者の指定	令和 7 年 12 月（予定）
「基本協定」、「年度協定」の締結及び事業計画書、利用料金の承認	令和 7 年 12 月以降（指定後）

(2) 手続

ア 募集要項等の配布

募集要項及びその他の書類は、東京都スポーツ推進本部のホームページ

(スポーツTOKYOインフォメーション) https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/policyinformation/kokuchi_r07.html からダウンロードしてください。

なお、その他の参考資料については、現地説明会の参加申込者に現地説明会参加申込書に記載の電子メールアドレス宛てに送付します。

イ 現地説明会の開催

日時：令和7年7月18日（金曜日）

8時50分受付、説明会は午前9時から午後6時まで

場所：当施設会議室

(ア) 応募者は必ず出席してください。説明会に参加していない応募者からの応募は受け付けません。

なお、コンソーシアムでの応募の場合は、構成する団体のうち、いずれかの団体が参加すれば可とします。

(イ) 説明会の参加人数は、各応募者5名以内とします。

(ウ) 現地説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、令和7年7月16日（水曜日）正午までに、電子メールにて申し込んでください。

なお、申込みの際の電子メールの件名は、「【現地説明会】東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンターの指定管理者募集 会社名〇〇」としてください。

(エ) 現地説明会の参加申込をした応募者に対して、別途、現地説明会当日の集合場所、集合時間等について、現地説明会参加申込書に記載の電子メールアドレス宛てに送付いたします。

(オ) 現地説明会当日の質問は受け付けません。質問がある場合には、「ウ 質問の受付及び回答」に従い、対応してください。

ウ 質問の受付及び回答

施設の業務や施設の内容等、募集に関する質問を受け付けます。ただし、現地説明会に参加した応募者からの質問のみ受け付けることとします。

質問への回答は、現地説明会に参加した応募者全員に対し、電子メール等により送付します。その際、重複する質問内容については、東京都で整理の上、回答します。

なお、質問の際の電子メールの件名は、「【質問】東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンターの募集 会社名〇〇」としてください。

また、応募状況・審査内容に関する質問については受け付けません。

受付期間：令和7年7月22日（火曜日）から同月25日（金曜日）まで

受付方法：指定管理者の募集要項等に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メールにて送付

回 答：令和7年8月5日（火曜日）（予定）。電子メール等にて送付

エ 応募書類の受付

受付期間：令和7年8月21日（木曜日）から同月25日（月曜日）まで

いずれも午後1時から午後5時まで

受付方法：東京都スポーツ推進本部スポーツ施設部経営企画課施設経営担当ま

で持参してください。電子メール、郵送又はFAX等による提出は認めません。

なお、書類に不備又は不足等があった場合は失格となる場合があります。

受付窓口：本募集要項の最終ページに記載のとおり。

オ 第1次審査（財務状況の調査及び応募資格の確認）

開催日時：令和7年9月5日（金曜日）（予定）

審査結果は、全ての応募者に通知します。

カ 第2次審査（事業計画書の審査及び応募者のプレゼンテーション）

開催日時：令和7年10月2日（木曜日）（予定）

時間等詳細については、第1次審査の結果とともに通知します。

第2次審査の対象となる応募者全てに選定結果を通知します。

キ 選定結果の通知及び公表

選定委員会において指定管理者候補者を選定します。選定された指定管理者候補者の名称及び選定の経過等を審査結果報告書により公表します。

なお、指定管理者候補者として選定されなかった場合や欠格条項に該当したことにより選定外となった際にも、理由等を公表する場合があります。

選定結果の通知及び公表時期：令和7年11月（予定）

ク 東京都議会による指定議決

令和7年12月（予定）

ケ 知事による指定管理者の指定

東京都議会の指定議決後、知事が指定管理者の指定を行います。

指定時期：令和7年12月（予定）

コ 「基本協定」、「年度協定」の締結及び事業計画書の承認

指定の議決及び知事の指定後、指定管理者と東京都との間で、施設の管理運営に関する「基本協定」及び「年度協定」を締結するとともに、指定管理者が事業計画書を提出し、都の承認を得て決定します。

締結等の時期：令和7年12月以降

7 応募の資格と方法

（1）応募者の資格

応募の資格を有するものは、以下の条件の全てに該当する者であることとします。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

イ 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうち、社会福祉施設の運営実績があること。

ウ 障害者スポーツセンターの運営に意欲を有し、施設の安定的運営が図れる能力及び資力等を有すること。

（2）応募者の欠格条項

次のいずれかに該当する団体は、応募することはできません。

なお、コンソーシアムで応募する場合は、コンソーシアムを構成する全ての団体が対象となります。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の第 1 項の規定により東京都の一般競争入札に参加させることができないとされている者及び同条第 2 項の規定により東京都から一般競争入札に参加させないこととされた者
- イ 東京都から指名競争入札における指名停止措置を受けている者
- ウ 都税、法人税、消費税等を滞納している者
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により更生又は再生手続を開始している者
- オ 公の施設の管理が地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（第 166 条第 2 項で準用される場合を含む。）及び第 180 条の 5 第 6 項の規定における「請負」に含まれるとした場合に、その規定に抵触することとなる者
- カ 東京都指定管理者に係る暴力団等対策措置要綱（24 総行革行第 469 号）の別表に掲げる排除措置対象者の 1 号から 6 号までのいずれかに該当する者
- キ 条例第 17 条の規定により東京都から指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しないもの。ただし、社会経済状況の変動が生じたことを理由とする取消しがなされた場合は、該当しないものとする。

（３）応募書類

- ア 指定管理者指定申請書（東京都障害者スポーツセンター条例施行規則（昭和 59 年東京都規則第 101 号）（以下「規則」という。）別記第 5 号様式・様式 3）… 1 部**

※ コンソーシアムでの応募の場合、申請者欄には、コンソーシアムの名称を記入してください。

- イ 指定申請に係る誓約書（様式 4）… 1 部**

※ コンソーシアムによる応募の場合、全ての構成団体分提出してください。

- ウ 事業計画書及び事業計画書概要版 … 原本及び副本各 1 部**

（ア）事業計画書は別冊「事業計画書提案課題」に基づき、事業計画書の様式に記入の上、提出してください。

（イ）事業計画書の作成に当たっては、「事業計画書提案課題」で定められたページ数を厳守するとともに、読みやすさ、理解のしやすさに配慮してください。

（ウ）第 2 次審査で実施するプレゼンテーション用に、資料を別途作成することは妨げませんが、事業計画書の内容に沿ったものとし、別の要素や項目の追加等はできません。

（エ）事業計画書の審査は、応募者を特定しない状況で行います。事業計画書、概要版は、原本とは別に、応募者名、ブランド・通称名等、応募者を特定できる情報が一切表示されていない副本を別途作成してください。

プレゼンテーション用資料も、応募者名、ブランド・通称名等、応募者を特定できる情報が一切表示されていない形で作成してください。

（オ）事業計画書概要版は、A 3 用紙 2 枚以内とし、様式は自由とします。

なお、この副本については、（３）（オ）により定められた電子記録媒体に保存するものとします。

- エ 関係書類 … 原本 1 部**

次に掲げるもののうち、下記（ア）、（イ）、（エ）、（オ）、（キ）、（ク）、（ケ）及び（コ）について、コンソーシアムによる応募の場合は、全ての構成団体分を提

出してください。なお、官公庁が発行する書類は、3か月以内に発行された原本に限りま。

(ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類するもの

(イ) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）

(ウ) 直近3か年分の社会福祉施設又はこれに類する施設の管理運営に関する業務実績（様式5）

(エ) 直近3か年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）

※ 応募書類提出時に直近年度の決算書が提出できない場合は、前々年度までの3か年分をご提出ください。

なお、その際には必ず、直近年度分が提出可能となる時期を書面（様式自由）にて申し出てください。

(オ) 財務情報に関する確認事項（様式6）

(カ) 団体等の概要（様式7）

※ 団体の組織、沿革、その他事業の概要等を記載したもの。様式に記載しきれない場合は、任意の書類を添付してください。

(キ) 直近年度の事業報告書（営業報告書）又はこれらに類するもの

(ク) 直近年度の国税の納税証明書

※ 納税証明書「その3」（未納の税額がないことの証明）または「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明）

※ 応募書類提出時に直近年度の納税証明書が提出できない場合は、前々年度分をご提出ください。

なお、その際には必ず、直近年度分が提出可能となる時期を書面（様式自由）にて申し出てください。

(ケ) 直近年度の地方税の納税証明書

※ 本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税、法人事業税）の納税証明書

※ 応募書類提出時に直近年度の納税証明書が提出できない場合は、前々年度分をご提出ください。

なお、その際には必ず、直近年度分が提出可能となる時期を書面（様式自由）にて申し出てください。

(コ) コンソーシアム結成協定書又はこれに類するもの（コンソーシアムの場合に限る。）

※ 代表団体及び構成団体の担当業務を明記してください。

オ アからエまでの応募書類のデータを保存した電子記録媒体

CD-R又はDVD-R 1枚

※ オリジナルの文書等が電子データにないものについては、PDF化したものを電子記録媒体に保存して提出してください。

なお、提出時には、電子記録媒体表面に、東京都障害者総合スポーツセンター及び東京都多摩障害者スポーツセンター指定管理業務応募書類一式、応募者名、提出日付を記載してください。

※ 事業計画書及び事業計画書概要版については、原本と副本の双方を保存して提出してください。

(4) 留意事項

ア 重複提案の禁止

応募者は、1 案限り提案できるものとします。他の応募者の構成員として複数提案することはできません。

イ 不正行為の禁止

応募書類の記載に虚偽又は不正があった場合、その他応募者及びその関係者において不法又は不正な行為があった場合には、失格とします。

ウ 事業計画書の内容変更等の禁止

事業計画書及び事業計画書概要版、プレゼンテーション用資料について、提出後の内容変更又は書類の追加はできません。

エ 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、書面にて辞退届（様式自由）を提出してください。

オ 応募書類の取扱い

（ア）ご提出いただいた応募書類は返却しません。

（イ）応募書類の著作権は、それぞれ作成した応募者に帰属します。ただし、指定管理者候補者に選定された応募者の応募書類について、個人情報等の適正な取扱いをした上で、東京都が選定結果の公表に合わせて公表する場合があります。（事業計画書概要版・事業計画書を予定）

8 選定の方法と基準

(1) 選定方法

ア 選定委員会

指定管理者の選定に当たっては、外部委員を含む「指定管理者選定委員会」を設置し、「選定基準」及び「審査項目」に基づき、事業計画書、その他応募書類及び応募者のプレゼンテーションについて審査を行います。

なお、選定委員会の審査及び応募者のプレゼンテーションは、全て非公開で行います。

イ 第1次審査

第1次審査では、応募者が提出する応募書類をもとに、応募者の財務状況を審査するとともに、応募資格を満たしていることの確認を行います。多数の応募がある場合は、応募者5団体程度が第1次審査を通過するものとします。ただし、応募者の数にかかわらず、応募資格を満たしていない場合は失格とします。

また、応募者の財務状況及び事業計画書の提案内容が一定の水準に満たないと認められる場合や、応募書類に不足がある場合は失格とすることがあります。

ウ 第2次審査

第2次審査では、第1次審査を通過した応募者を対象として、事業計画書及び応募者のプレゼンテーションの内容について審査を行います。

エ 指定管理者候補者の決定

東京都は、選定委員会の審査結果に基づき、指定管理者候補者を決定します。指定管理者候補者と協議を行い、合意が成立しない場合は、第2順位以降の候補者と順次協議を行い、指定管理者候補者に選定する場合があります。

オ 指定管理者の指定

令和7年東京都議会第四回定例会での議決（予定）を経て、知事が指定管理者の指定を行います。

その後、指定管理者と東京都とで協議を行い、管理運営に関する「基本協定」と委託料等に関する「年度協定」を締結するとともに、指定管理者が事業計画書を提出し、都の承認を得て決定します。

(2) 選定基準

選定委員会による選定基準は以下のとおりです。

ア 次に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

- (ア) スポーツセンターの施設の利用公開に関すること。
- (イ) 障害者のスポーツ・レクリエーション活動の指導に関すること。
- (ウ) 障害者の福祉に関する講座等の開催に関すること。
- (エ) 障害者のスポーツの振興に関すること。
- (オ) 施設、附属設備及び物品の維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除く。）に関する業務

イ 安定的な経営基盤を有していること。

ウ 当施設の管理に関する業務を、効率的かつ効果的に行うことができること。

エ 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。

オ 役員が条例第三条各号に掲げる事業について熱意と識見を有する者であること。

カ 専門技術に係る指導育成体制が整備されていること。

キ 東京都のスポーツ振興施策及び以下の計画等にのっとり、東京都と密接に連携して管理運営を行うことができること。

- (ア) 東京都スポーツ推進総合計画
- (イ) 2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～

(3) 審査項目及び配点

選定基準を踏まえ、選定委員会では次の審査項目に基づき選定します。

事業計画書の作成に当たっては、別冊「事業計画書提案課題」に基づき、「東京都スポーツ推進総合計画」等の東京都の施策及び「管理基準」を踏まえ、東京都のスポーツ政策への貢献、施設の積極的な活用、都民サービスの向上等に留意し、具体的かつ実現可能な内容を提案してください。

審 査 項 目				配点
関係書類	法人(団体)としての事業遂行能力※	・経営方針 ・経営状況 ・社会福祉施設等の管理運営実績		20
事業計画書	管理運営の基本方針			20
	施設の提供等に関する業務	施設の提供	・施設提供の実施方針 ・休業日及び開場時間 ・利用の調整	60

		施設の運営	プール運営 トレーニングルーム運営 洋弓場運営 (東京都障害者総合スポーツセンターのみ) その他スポーツ施設の運営 宿泊室運営 送迎バスの運行		
		施設内サービス	・受付案内 ・苦情・要望等に対する対応等		
	事業に関する業務	施設の事業提供	・障害者のスポーツプログラム・レクリエーション活動及びイベント ・施設利用者への助言及び相談 ・障害者のスポーツに関する人材育成 ・両センター利用者拡大に向けての取組 ・利用者に対するサービス提供事業	100	
		施設の事業を支える仕組み	・広報 ・サービスの品質管理		
		区市町村等と連携した取組			
	組織及び人材	・効果的かつ効率的な執行体制の確保 ・明確な責任体制の構築 ・適切な勤務体制等 ・人材育成の取組		10	
	施設の維持管理その他管理運営	施設、付属設備及び物品の維持管理	・施設、設備及び物品の維持管理 ・施設の修繕	20	
		その他管理運営に関する事項	・危機管理及び災害対応 ・地球環境への配慮 ・個人情報の保護 ・感染症拡大防止		
	収支計画				70
	合計				300

※ 「法人（団体）としての事業遂行能力」を備えていることを、選定に当たっての条件とします。

（４）都内事業者の取扱い

審査の結果、高位の評価を得た者が複数存在し、その評価が同一水準である場合は、都内に主たる事務所・本店（主たる営業所）を有する応募者を優先して選定します。

９ 指定管理者管理運営状況評価の次回施設管理者選定への反映について

東京都は指定管理者の業務の遂行状況や実績等を確認するため、毎年度、管理運営状況についての評価を行っています。

今回の指定管理期間が終了した後の各施設の管理・運営について、東京都が次期の指定管理者の募集を行う場合、今回の選定を経て指定された指定管理者が、各施設の次回の選定に応募し、かつ東京都が毎年度実施する評価において、あらかじめ定められた基準に合致する実績を有する場合には、選定審査の総得点に、管理運営状況評価の実績に応じた加点又は減点のいずれかを行います。

なお、本措置は、東京都が次期の指定管理者の募集を行うこととした場合に、各施設の次期指定管理者選定時点及び当該選定を経て指定された指定管理者の指定期間において、以下の同一性が全て確保されている場合にのみ実施します。

（１）事業者の同一性

対象となる事業者の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更が無く、同一性を有していると認められること。

また、対象となる事業者がコンソーシアムである場合は、その構成員が同一であり、かつ各々の構成員が同一性を有していると認められること。

（２）事業内容の同一性

指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲及び施設で行われる事業内容に、大幅な変更がないこと。

10 委託料（指定管理料）等の経費について

（１）指定管理者の収入

指定管理者の収入として見込まれるものは、以下のとおりです。

- ア 委託料（指定管理料）
- イ 各種助成金・協賛金等
- ウ その他管理運営に伴い発生する収入のうち、東京都が認めたもの

（２）指定管理者の支出

指定管理者の支出として見込まれるものは、以下のとおりです。

- ア 人件費（退職給与引当金を含む。）
- イ 管理運営費（光熱水費、消耗品費、役務費、施設修繕及び工事費、賃借料等）
- ウ 障害者のスポーツの普及振興などに係る事業費
- エ 事業活動に伴い発生する公租公課

※ 事業所税の扱いについては、都税事務所又は所管する自治体の担当部署に確認してください。

- オ その他管理運営に伴い発生する支出のうち、東京都が支払うべきものを除いたもの（後述する「12 指定管理者と東京都の責任分担」を参照）

(3) 委託料（指定管理料）の積算

支出の計画（人件費、管理運営費、障害者のスポーツ振興事業費の3つに区分すること。）の額を委託料（指定管理料）として積算し、提案してください。

◎収支計画は、下記指定管理料の価格を参考に策定してください。

参考価格：年間指定管理料

東京都障害者総合スポーツセンター 625,033 千円

東京都多摩障害者スポーツセンター 378,583 千円

（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 会計の管理

管理運営業務の実施に当たっては、施設ごとに経理を明確に区分し、都が指定する様式で、年度ごとに収支その他会計に関する記録等を整備することとします。

(5) 委託料（指定管理料）の支払

施設の管理運営のため、東京都が必要と認める経費は委託料（指定管理料）として、指定管理者に支払います。

委託料（指定管理料）については、事業計画において提示のあった金額を踏まえて、年度ごとに東京都の予算の範囲で指定管理者と協議し、金額及び支払い時期や方法等について年度協定を締結します。

また、事故及び自然災害など特別な場合を除き、年度途中において委託料（指定管理料）の増額又は減額は行わないものとします。東京都として、指定期間中の委託料（指定管理料）の支出を担保すること（債務負担行為）は、予定していません。

11 協定の締結

指定管理者の指定後、東京都と指定管理者との間で、指定期間における管理運営に関する必要な事項について定める「基本協定」を締結するとともに、年度ごとの委託料（指定管理料）等について定める「年度協定」を締結します。

なお、事業計画書において提案された内容の可否については、協定を締結する際に改めて協議するものとします。提案した内容が一部認められない等で、応募を辞退する場合は、必ずその旨を該当する事業計画書の最後に明示してください。

また、協定については、指定期間内に内容を見直すことがあります。その際は、東京都と指定管理者は、協議を行うものとします。

12 指定管理者と東京都の責任分担

指定管理者と東京都との基本的な責任分担は、下表のとおりとします。(○は一部)

項 目		指定管理者	東京都
施設の運營業務（施設の提供（受付案内・苦情処理等含む。）、障害者のスポーツプログラム・レクリエーション活動及びイベント、施設利用者への助言及び相談等、障害者のスポーツに関する人材育成、両センター利用者拡大に向けての取組、利用者に対するサービス提供事業並びにその他（連絡・調整、調査・報告、記録の保管等）		◎	
施設の維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、警備、植栽、安全衛生管理、光熱水費支出、消耗品等の交換、調査・報告、記録の保管等）、環境保全		◎	○ （東京都が行う環境対策）
施設等の利用承認、不承認、承認の取消し		◎	
使用料（宿泊料）徴収業務		○	◎ (※)
物品管理（重要備品を含む。）		◎ （購入及び廃棄を含む。）	
広報		◎	○ （東京都の関係媒体に限る。）
事故対応（被害者対応、関係機関への報告等）		◎	○ （指示等）
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置等）		◎	○ （指示等）
災害復旧（本格復旧）		○ （休館等、工事への協力）	◎
行政財産の目的外使用に関すること（許可を受けた事業者等との日常的連絡調整、光熱水費報告等）		◎	○ （許可）
指定解除による損害（指定管理者の責めに帰すべき事由による。）		◎	
管理 ^{かし} 瑕疵責任	設計や構造にかかわるもの		◎
	運営や日常的管理にかかわるもの	◎	
包括的管理責任（管理 ^{かし} 瑕疵責任を除く。）			◎

※ 利用者からの使用料（宿泊料）の徴収及び東京都への納付については、指定管理者の事務とします。

13 留意事項

(1) 指定の取消し（条例第17条）

知事が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、指定管理者の損害に対して、東京都は賠償を行います。

(2) 業務の継続が困難となった場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理運営業務の継続が困難となった場合は、東京都は指定を取り消すことができるものとします。その場合、東京都に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

イ 指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、東京都及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、管理運営業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議するものとします。協議の結果、業務の継続が困難だと判断した場合、又は一定期間内に協議が整わない場合には、東京都は指定を取り消すものとします。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合

法令、条例、規則及び本要項等に定めがない場合は、東京都及び指定管理者が協議の上、定めることとします。

(4) 施設等の変更及び原状回復

指定管理者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはなりません。ただし、あらかじめ東京都の承認を受けたときは、この限りではありません。

また、使用を終了したときは、施設等を原状回復するものとします。

(5) 第三者への委託の禁止

指定管理者は、施設の管理運営に係る業務を一括して第三者に委託することはありません。

(6) 業務の引継ぎ

指定期間内に指定が取り消された場合、又は次期施設管理者候補者が決定した場合には、施設の管理運営に支障を来さないよう、業務の円滑な引継ぎについて東京都及び次期施設管理者候補者に協力するとともに、業務に関する調整や必要な書類・データ等を提供するものとします。施設利用については、既に受け付けている、又は承認している使用申込みについて引き継ぐものとします。

(7) 次回の選定への協力

次期の施設管理者の選定に当たっては、必要な資料の提供や現場説明の実施等に関して協力するものとします。

(問合せ先及び応募書類等の提出先)

東京都スポーツ推進本部スポーツ施設部

経営企画課 施設経営担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都庁第一本庁舎 15 階北側

電 話 03(5000)7447

F A X 03(5388)1227

電子メールアドレス S1180804@section.metro.tokyo.jp